参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成27年10月１日

参議院共済組合代表者
参議院議長　山崎　正昭

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

(1)　長期組合員　次号から第４号までに規定する組合員以外の組合員

(2)　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

(3)　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(4)　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

２　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第17条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「決定及び」を「裁定及び決定並びに」に改める。

第28条第１項中「第１号の２」を「第２号」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第３項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第６条及び第８条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成27年11月16日　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

山崎　猛、東京都、東京都教育委員会

(1)　中学校教諭一種免許状（保健体育）

(2)　高等学校教諭一種免許状（保健体育）

(3)　中学校教諭専修免許状（保健体育）

(4)　高等学校教諭専修免許状（保健体育）

2　失効年月日　平成27年10月23日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散するにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十七年九月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年三月十八日
掲載頁　六十頁（号外第五十八号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年三月三十日
掲載頁　二〇一頁（号外第七十一号）

(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年三月十七日
掲載頁　五十八頁（号外第五十六号）

平成二十七年十一月十六日
岩手県紫波郡紫波町南日詰字箱清水五〇番地の一

(甲)　株式会社東北テーケイアール
代表取締役　安部　政巳
岩手県奥州市水沢区真城字北野一番地

(乙)　株式会社岩手テーケイアール
代表取締役　安部　政巳
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師一八二七番地１

(丙)　株式会社茨城テーケイアール
代表取締役　安部　政巳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年九月二十八日
掲載頁　六十四頁（号外第二二一号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年九月二十八日
掲載頁　五十二頁（号外第二二一号）

平成二十七年十一月十六日
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸一七番地

(甲)　佐藤製線販売株式会社
代表取締役　林　秀敏
埼玉県草加市柳島町八六五番地一

(乙)　株式会社東京ビルテック
代表取締役　中田　光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月八日
掲載頁　六十四頁（号外第二三一号）

平成二十七年十一月十六日
東京都港区西新橋二丁目八番一一号

(甲)　株式会社Ｅ３
代表取締役　鈴木　直之
東京都港区西新橋二丁目八番一一号

(乙)　合同会社Ｅ３太陽光発電
代表社員　株式会社Ｅ３
職務執行者　望月　洋介
東京都港区西新橋二丁目八番一一号

(丙)　合同会社フォリシア発電
代表社員　株式会社Ｅ３
職務執行者　小林　孝征

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散するにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、甲乙丙各社の株主総会の承認決議は平成二十七年十一月二十日を予定しております。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月七日
掲載頁　六十四頁（号外第八十号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月七日
掲載頁　六十三頁（号外第八十号）

(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年三月十三日
掲載頁　五十八頁（号外第五十三号）

平成二十七年十一月十六日
東京都江東区新砂三丁目一番一八号

(甲)　アシックスジャパン株式会社
代表取締役　西前　学
東京都江東区新砂三丁目一番一八号

(乙)　アシックス販売株式会社
代表取締役　西前　学
東京都新宿区市谷本村町二丁目五番　ＡＤ市ヶ谷ビル六Ｆ

(丙)　ホグロフスジャパン株式会社
代表取締役　加藤　克巳